

新 旧 対 照 表

○高知県肥料取締法施行細則
(昭和25年8月29日規則第57号)

別表 (第2条関係)

新		旧	
普通肥料	表示事項	普通肥料	表示事項
1～4 略	略	1～4 略	略
5 動物由来たん白質 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同表の2の(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。) が原料として使用された普通肥料 (6に掲げるものを除く。)	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。	5 動物由来たん白質 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同表の2の(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。) が原料として使用された普通肥料 (6に掲げるものを除く。)	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。
6 <u>動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山(や)羊(ぎ)に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの</u>	この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。	6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

--	--	--	--

備考 この表の5による表示事項
については「動物由来たん白質」
の次に、6による表示事項につい
ては「牛等由来たん白質」の次に
括弧を付し、その括弧内にその由
来する動物種を記載することがで
きる(記載例：「動物由来たん白
質(豚に由来するもの)」又は「牛
等由来たん白質(牛又は豚に由来
するもの)」)。

(下線の部分は改正部分)